

市政 ピックアップ

すべての住宅に住宅用火災警報器の 設置が義務付けられます

火災予防条例が改正され、来年6月1日から新築住宅の寝室、階段、台所に住宅用火災警報器の設置が必要になります。既存住宅（増改築も含む）は、2年間の猶予期間を設け、平成20年5月31日までに設置が必要になります。

問合せ 予防課（☎51・3115）

Q 住宅用火災警報器とは？

A 火災により発生した煙や熱などを自動的に感知し、住宅内にいる人に対し、警報ブザーや音声により火災の発生をいち早く知らせ、避難を促す器具です。本市では、煙式警報器の設置を義務付けます。電池を使用するものと、家庭用の電源（100V）を使用するものがあります。また、設置方法は天井取り付け式、壁取り付け式があります。

Q なぜ設置しなければならないの？

A 住宅火災による死者数は、年々増加の傾向にあります。特に死者の半数以上が65歳以上の高齢者で、火災発生の時間帯を見ると、就寝時間集中しています。また、死に至

Q どこで購入するの？

A 消防署が販売することはありません。防災設備取扱店などで購入できます。購入の目安として次のマークがついているものを選びましょう。



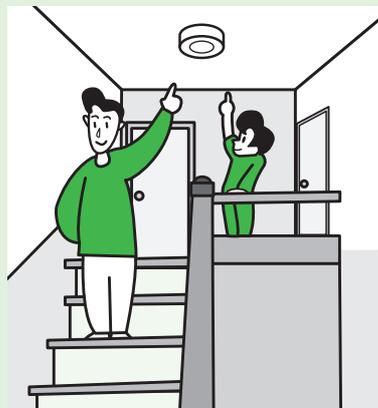
日本消防検定協会鑑定マーク

った原因の約7割は、「逃げ遅れ」によるものです。アメリカでは住宅用火災警報器などの設置がすでに義務化されており、火災による死者数は約半分にまで減っています。

どこに設置するの？



寝室 就寝に使用する部屋の天井または壁面に設置します



階段 就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁面に設置します



台所 調理時に煙や蒸気が直接かからない天井または壁面に設置します

※上記以外の場合もあります。詳しくは問い合わせてください。

11月6日(日)二川地区に

「健康の道」新コースがオープンします！

問合せ先 健康課(☎51・2384)

ウォーキングは健康づくりの基本であり、誰もが無理なく始めることができます。今回、すでにある市内7か所の「健康の道」に加えて、二川地区に新しく3つのコースを設けます。このコースは平成14・15年度に「健康の道づくり市民委員会」で検討し、地元のホテルやボランティアやさまざまな団体の協力によりオープンにいたしました。

新しい健康の道は3コース

岩屋展望コース(善意の道)

岩屋緑地の「展望台」「冒険とりで(大型木製遊具)」「ネイチャートレイル(自然探検路)」など身近な自然を体験できます。



展望台

二川里山・森林浴コース

森林浴には、ストレスを解きほぐしたり、血圧を下げたりいろいろな効果があるといわれています。

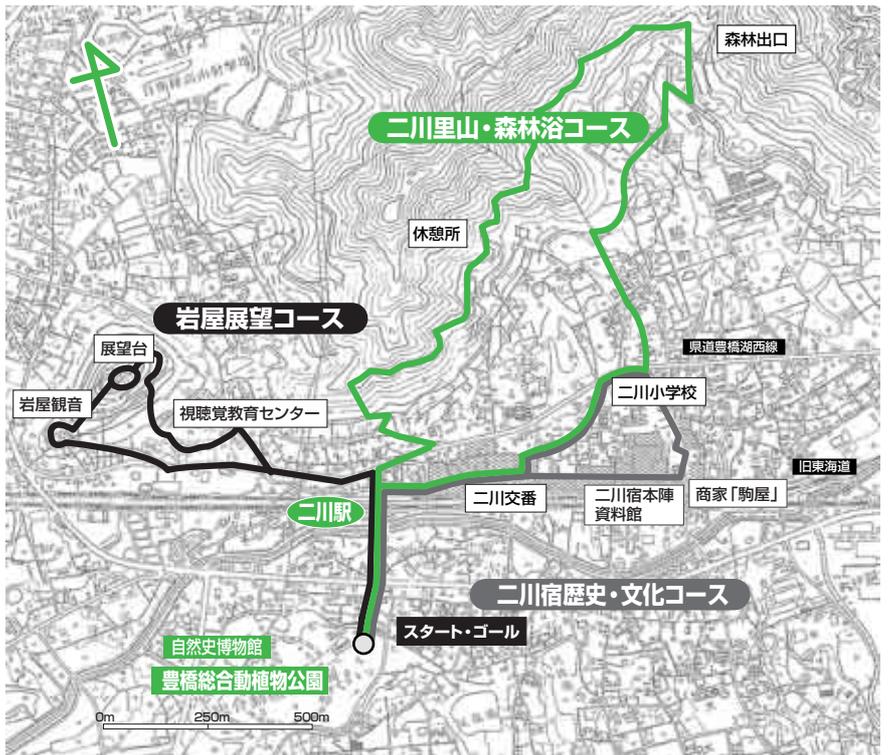
森林や鳥のさえずりなどを楽しみながらウォーキングができます。

二川宿歴史・文化コース

二川地区には二川宿本陣資料館や駒屋など魅力的な場所がたくさんあります。豊橋の歴史にふれてみませんか。

他に7コースの健康の道があります

- ①文化つつじコース
- ②牛川ハナミズキコース
- ③万場レイクサイドコース
- ④葦毛湿原・ホタルコース
- ⑤賀茂しょうぶ園コース
- ⑥豊橋公園・豊川リバーサイドコース
- ⑦牟呂八幡コース



スタンプラリーを開始します！

二川地区の健康の道をより多くの方に利用してもらうためにスタンプラリーを実施します。スタンプは総合動植物公園や二川宿本陣資料館などで押すことができ、スタンプを集めると特典

があります。詳細はマップをご覧ください。
▼とき 11月8日(火)～来年12月28日(木)▼マップの配布 オープン後に市役所じょうほうひろばや各窓口センターなどで配布します。